

丹波川漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、丹波川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第六号第五種共同漁業権にかかる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、いわな、にじます、及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、さお釣りの漁具、漁法による遊漁をしようとする者は、あらかじめ第4条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁についての制限)

第3条 山梨県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）第19条の規定による禁止期間を延長するときは、総会の議決を経て定め、組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、山梨日日新聞に掲載してこれを公示するものとする。

2 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具漁法により、ウ欄の区域内で、エ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア 魚 種	イ 漁 具 ・ 漁 法	ウ 区 域	エ 期 間
あゆ	お釣りのうちともづり	禁漁区（マリコ川）及び丹解禁日波山村川釣場を除く全域	解禁日～9月30日まで
やまめ いわな にじます	さおづり	同上	解禁日～9月30日まで
うぐい	さおづり	同上	解禁日～3月31日まで 5月1日～9月30日まで
やまめ にじます	さおづり	丹波山村川釣場	3月15日～11月30日まで 但し、「やまめ」は3月15日～9月30日までとする

3 前項の定めにかかわらず、多摩川の北都留郡丹波山村字清水1378番地先標柱1号と北都留郡丹波山村字奥秋河原東1963番地先標柱2号を結ぶ直線から下流1,000メートル北都留郡丹波山村字ちの久保2883-2番地先標柱3号と北都留郡丹波山村字西船井873-2番地先標柱4号を結ぶ直線までの区域の「丹波山村川釣場においては、別に定める特別遊漁料を納付しなければ遊漁してはならない。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で組合事務所（北都留郡丹波山村2849番地）又は別表に定める場所において納付するときの遊漁料（表中「前売り」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料（表中「定価売り」という。）は次表のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料	
			前 売 り	定 価 売 り
あゆ	さおづりのうちともづり	1 日	1,800	2,400
		1 年	7,000	
やまめ いわな にじます うぐい	さおづり	1 日	1,500	4,500
		1 年	6,000	

2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次表右欄のとおりとする。

中学生以下の者	無 料
身体障害者及び女性	2分の1

なお、上表の身体障害者とは第5級以上の者とする。

3 第3条第3項の特別遊漁料は次表のとおりとする。

魚 種	期 間	数 量	特別遊漁料
やまめ	1 日	1人 10尾	3,500
ます	同 上	1人 10尾	3,500

4 次表のア欄に掲げる漁場区域において、イ欄の水産動植物を、ウ欄の漁具・漁法を使用して遊魚する場合の1年あたりの遊漁料は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、エ欄のとおりとし、この遊漁料は山梨県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）（甲斐市牛匂518-1番地）又は県漁連の指定する場所においてあらかじめ納付するものとする。

ア 漁 場 区 域	イ 魚 種	ウ 漁 具 ・ 漁 法	エ 遊 漁 料
内共第六号に係るすべての漁場区域 （丹波山村川釣場を除く）	あ ゆ	さおづりのうちともづり	28,000
同 上	やまめ いわな にじます うぐい	さおづり	25,000

（遊漁承認証に関する事項）

第5条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1-（1）または別記様式1-（2）の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

2 県漁連は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1-（3）の共通遊漁承認証（以下「共通遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

3 遊漁承認証及び共通遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第6条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証又は、共通遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式2による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

附則（施行期日）

この規則は令和6年1月1日から施行する。